

## 訪問リハビリテーション

### 介護予防訪問リハビリテーション利用料金 令和6年8月以降

(1) 提供するサービスの基本利用料、保険給付の自己負担額について  
(1回あたりの自己負担分)

区分等	保険給付の自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	約325円	約650円	約975円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 介護予防訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	約315円	約629円	約943円
介護予防訪問リハビリテーションに限り 利用開始日の属する月から12ヶ月を超えて 要件を満たさない場合、1回につき30単位減算	約283円	約566円	約849円

※ 利用開始日の属する月から12ヶ月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合の減算を行わない基準は以下となります。

- ・ 3ヶ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、利用者の状態の変化に応じ、計画を見直していること。
- ・ 利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回な訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

(2) 上記以外の介護保険法で定める算定項目(加算含)

上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《訪問リハビリテーション》

加算	利用者負担額			算定回数
	1割負担	2割負担	3割負担	
①短期集中リハビリテーション実施加算	約211円	約422円	約633円	1日につき
②認知症短期集中リハビリテーション実施加算	約254円	約507円	約760円	1日につき
③リハビリテーションマネジメント加算(イ)	約190円	約380円	約570円	1月につき
④リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	約225円	約450円	約675円	
⑤計画に関して医師が説明した場合の加算	約285円	約570円	約855円	
⑥退院時共同指導加算	約633円	約1266円	約1899円	1回のみ

⑦口腔連携強化加算	約 53 円	約 106 円	約 159 円	1 月につき
⑧移行支援加算	約 18 円	約 36 円	約 54 円	1 日につき
⑨サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	約 7 円	約 13 円	約 19 円	1 回につき

①短期集中リハビリテーション実施加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院（退所）日または要介護認定を受けた日から起算して3ヶ月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。週に12回が限度となります。

②認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症であると医師が判断した利用者に対して、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断される場合に算定します。

退院（退所）日または訪問開始日から3ヶ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行います。週に2日が限度となります。

※リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理したことを評価し、算定します。

③リハビリテーションマネジメント加算（イ）

定期的（3月に1回以上）にリハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、利用者の状態の変化に応じ、計画を見直します。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）がリハビリテーション計画等について、利用者又はその家族に対して説明を行います。

④リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

リハビリテーションマネジメント加算（イ）の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。

⑤リハビリテーション事業所の医師が利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合には、リハビリテーションマネジメント加算(イ)または(ロ)に加えて算定します。

⑥退院時共同指導加算は、病院または診療所に入院中の者が退院するにあたり、訪問リハビリテーション事業所の医師または理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、算定します。

退院時共同指導とは利用者またはその家族に対して、主治の医師、理学療法士等、その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいいます。

⑦口腔連携強化加算とは、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合に

において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報共有した場合に算定します。

⑧移行支援加算は、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者の社会参加等を支援し通所介護等に移行できた者が一定の割合を占めた場合、算定します。

⑨サービス提供体制強化加算(I)は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

#### 《介護予防訪問リハビリテーション》

加算	利用者負担額			算定回数
	1割負担	2割負担	3割負担	
①短期集中リハビリテーション実施加算	約211円	約422円	約633円	1日につき
②退院時共同指導加算	約633円	約1266円	約1899円	1回のみ
③口腔連携強化加算	約53円	約106円	約159円	1月につき
④事業所評価加算	約127円	約254円	約380円	1月につき
⑤サービス提供体制強化加算(I)	約7円	約13円	約19円	1回につき

①短期集中リハビリテーション実施加算：指定訪問リハビリテーションの項目と同内容です。

②退院時共同指導加算：指定訪問リハビリテーションの項目と同内容です。

③口腔連携強化加算：指定訪問リハビリテーションの項目と同内容です。

④事業所評価加算は、効果的なサービスの提供を評価する観点から、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定の割合を占めた場合、算定します。

⑤サービス提供体制強化加算(I)：指定訪問リハビリテーションの項目と同内容です。

※訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの両サービスに関して。

- ・自然災害や感染症の発生時に継続的にサービスを提供できるような体制をまとめた業務継続計画が未策定の場合は、訪問リハビリテーションサービス費の(所定単位数)の100分の1に相当する単位数を所定単位数より減算します。
- ・虐待の発生またはその再発を防止するための措置がとれていない場合は、訪問リハビリテーションサービス費の100分の1に相当する単位数を所定単位数より減算します。

#### (3) その他の費用について

### ①交通費

通常のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、距離に応じて、実費相当分をいただきます。

※通常のサービス実施地域を越えたところから算定

区分(片道の距離)	交通費
2.5 km未満	500 円
2.5 km～3.5 km未満	600 円
3.5 km～4.5 km未満	700 円
4.5 km～5.5 km未満	800 円
5.5 km～6.5 km未満	900 円
以下 1 km増すごとに 100 円を加算	

### ②キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

- ・訪問予定日前日の営業時間内に連絡あれば、キャンセル料は不要。
- ・訪問予定日前日の営業時間内に連絡なき場合、介護保険にて定める料金の 50%。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は請求いたしません。

### ③利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とさせていただきます。